

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示
字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出

健康保険法による保険医の登録

健康保険法による保険薬局の指定

解除予定の保安林にする旨の通知

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良法による換地計画の決定

土地改良事業変更計画の決定

土地改良事業の認可

〃

〃

〃

〃

土地改良事業計画の適否の決定

〃

〃

〃

〃 〃
都市計画事業の認可
開発行為に関する工事の完了
土地区画整理法による換地処分

◇ 公安規則
派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

◇ 公安告示
風俗営業等取締法による聴聞の実施

◇ 公 告
林業改良指導員資格試験の合格者

告 示

鳥取県告示第百二十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

<p>一 福市地内</p> <p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年九月一日現在の地番による。）</p> <p>福市字下筆七九五、七九九の二、八〇一の一から八〇一の三まで、八〇二、八〇三の一、八〇三の四、八〇三の六、八〇三の一三から八〇三の一七まで及びこれらと一体をなす国有地、福市字宮畑ケの全域、福市字松ヶ前の全域並びに福市字長畑八六〇の四、八六一の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年九月一日現在の地番による。）</p> <p>福市字下筆のうち七九五、七九九の二、八〇一の一から八〇一の三まで、八〇二、八〇三の一、八〇三の四、八〇三の六、八〇三の一三から八〇三の一七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>福市字長畑</p>	<p>福市字長畑のうち八六〇の四、八六一の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>福市字宮畑ケ及び福市字松ヶ前</p>
<p>二 両三柳地内</p> <p>新たに画する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年十月一日現在の地番による。）</p> <p>両三柳字六十間中通の全域並びに両三柳字六十間市庵道西のうち一〇一七の三及びこれと一体をなす国有地以外の</p>
<p>区域</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年十月一日現在の地番による。）</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>両三柳字新街</p> <p>一七の三及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>三 旗ヶ崎地内</p> <p>廃止する字の名称</p>	<p>両三柳字六十間中通及び両三柳字六十間市庵道西</p>
<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和四十六年十一月九日現在の地番による。）</p> <p>旗ヶ崎字野波西灘のうち七三から七三の二まで、七六、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、旗ヶ崎字柿ノ木谷灘一四〇の一、一四〇の二、一四一の二、一四一の三、一四二の一、一四二の二、一四二の五、一四三の一から一四三の三まで、一四三の五、一四四の一、一四四の二、一四四の四、一四四の六及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字野波開の全域、旗ヶ崎字柿ノ木谷道下タ一一から一一九の一まで、一二〇の一から一二〇の四まで、一二一、一二二の一から一二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ式四七四の一、四七五の四、四七六の一、四七七の一、四七七の七、四七八の一、四七九の一及びこれらと一体をなす国有地、旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ志四四五の一、四四五の二、四四六の三、四四七、四四八の一、四四</p>
<p>旗ヶ崎字住吉</p>	

<p>旗ヶ崎 字旗ヶ崎ノ式</p>	<p>旗ヶ崎 字柿ノ木谷道下タ</p>	<p>旗ヶ崎 字柿ノ木谷灘</p>	<p>旗ヶ崎字野波西灘</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>
<p>旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ式のうち四七四の一、四七五の四、四七六の一、四七七の一、四七七の七、四七八の一、四七九の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>旗ヶ崎字柿ノ木谷道下タのうち一一一から一一九の一まで、一一〇の一から一二〇の四まで、一二一、一二二の一から一二二の四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>旗ヶ崎字柿ノ木谷灘のうち一四〇の一、一四〇の二、一四一の一、一四一の三、一四二の一、一四二の二、一四二の五、一四三の一から一四三の三まで、一四三の五、一四四の一、一四四の二、一四四の四、一四四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>旗ヶ崎字野波西灘七三から七三の二まで、七六、七七の一、七八の一、七九の一、八〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>同上の区域(昭和四十六年十一月九日現在の地番による。) 九の一、四四九の三、四五一の三、四五一の四、四五二の三及びこれらと一体をなす国有地並びに旗ヶ崎字柿ノ木谷四三四の一、四三六の二から四三六の五まで、四四一の三、四四二の一、四四二の三、四四二の四、四四三、四四四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>森 亮 輔</p>	<p>氏 名</p>	<p>登録の記号及び番号</p>	<p>登 録 の 年 月 日</p>
<p>森 亮 輔</p>	<p>鳥取第三〇四号</p>	<p>鳥取県知事 石 破 二 朗</p>	<p>昭和四十七年二月一日</p>

鳥取県告示第百二十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

<p>旗ヶ崎 字旗ヶ崎ノ壹</p>	<p>旗ヶ崎字旗ヶ崎ノ壹のうち四四五の一、四四五の二、四五六の三、四四七、四四八の一、四四九の一、四四九の三、四五一の三、四五一の四、四五二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>旗ヶ崎字柿ノ木谷</p>	<p>旗ヶ崎字柿ノ木谷のうち四三四の一、四三六の二から四三六の五まで、四四一の三、四四二の一、四四二の三、四四二の四、四四三、四四四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>旗ヶ崎字野波開</p>

鳥取県告示第百二十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
福本薬局	鳥取市東品治町一〇の一	昭和四十七年二月一日
遠藤全快堂薬局	米子市茶町七二	十三日

鳥取県告示第百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

登録番号	生産事業者の氏名又は名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百七十三	倉益 黄	気高郡鹿野町河内	種の採取並びに幼苗及び 幼苗以外の苗木の育成	倉益 黄 苗畑	気高郡鹿野町河内
百七十四	小谷 偉佐雄	"	"	小谷 偉佐雄	"
百七十五	国森 幸雄	"	"	国森 幸雄	"
百七十六	国森 武夫	"	"	国森 武夫	"

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡関金町大字山口字山口奥国有林(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百二十七号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

百七十七	野見美光	東伯郡三朝町余戸	〃
百七十八	石田俊市	〃	〃
百七十九	谷本順一	久原	〃
	谷本順一	〃	久原
	野見美光	東伯郡三朝町余戸	〃

鳥取県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項の規定に基づき、大倉地区営繕は場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町瀬戸大倉土地改良区事務所

四 異議の申立て

この換地計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地、物件又は権利に関し権利を有する者は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の第三項の規定に基づき昭和四十一年度から着手している営繕土地改良（大倉地区は場整備）事業の変更計画を定めたので、同法同条第六項において準用する同法第八十七第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（中石見地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十一号

日南町長から申請のあつた町営土地改良（神福地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十二号

岸本町長から申請のあつた町営土地改良（小林地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十三号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（富益地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十四号

米子市長から申請のあつた市営土地改良（車尾地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年二月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百三十五号

昭和四十六年十一月十六日付で鳥取市長から申請のあつた土地改良（津ノ井地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十六号

昭和四十六年十二月一日付で名和町長から申請のあつた土地改良(西坪地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十七号

昭和四十六年十二月一日付で名和町長から申請のあつた土地改良(小竹地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和四十六年十二月一日付で名和町長から申請のあつた土地改良(東坪地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めため、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和四十六年十二月一日付で名和町長から申請のあつた土地改良（柳谷地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

昭和四十六年十二月一日付で名和町長から申請のあつた土地改良（佐土地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三、五、九 産業中央線

三 事業施行期間

昭和四十七年二月二十二日から昭和四十九年三月三十一日まで

四、事業地

境港市蓮池町、上道町字横土手及び字上横土手、中野町字北大工田、字南大工田、字北原、字南原、字宮若堀及び字膝根並びに福定町字原畑及び字駒ヶ坪地内

鳥取県告示第四百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十六年八月二十四日 鳥取県指令受都計第一三五三号

二 開発行為に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字下岨岨裏

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市新品治町一二七

有限会社 尼子不動産

代表取締役 尼子 辰美

鳥取県告示第四百四十三号

米子市三柳第二土地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年一月二十六日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十四号

米子市旗ヶ崎土地地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年一月二十五日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百四十五号

米子市福市つじヶ丘団地土地地区画整理事業施行地区の宅地について、昭和四十七年一月二十四日換地処分があつたので、土地区画整理法(昭和

二十九年法律第百十九号) 第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第一号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

古海	古海	安長、古海、菖蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路、商栄町
上味野	上味野	上味野、竹生、向国安、下味野、朝月、源太、服部、野寺、猪子、横枕

を

古海

上味野

安長、古海、菖蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路、商栄町、服部、野寺

に改め、

上砂見

上砂見、下砂見、中砂見、岩坪、倭文、長谷、玉津、赤子田

を削り、

同表の鳥取県郡家警察署の項中

船岡町船岡

船岡町大字船岡

船岡町のうち
大字船岡、下濃、坂田、破岩

を

船岡町船岡

船岡町大字船岡

船岡町のうち
上殿、水口、橋本、下野、大江

に改め、

塩上

大字塩上

大字塩上、殿、水口、橋本、下野、大江

を削り、

同表の鳥取県溝口警察署の項中

溝口町警察官駐在所

溝口町大字古市

溝口町のうち
大字古市、中祖、古市、莊、根原、白木、宮原、谷川、大倉、金屋谷、岩立、大江、上野、長山、溝口

を

溝口町警察官駐在所	溝口町大字古市	溝口町のうち 大字宇代、中祖、古市、荏、根雨、原、白水、宮原、谷川、大倉、金屋谷、岩立、大江、上野、長山、溝口、栃原、大滝、大坂、富江、福兼、添谷、大内
-----------	---------	---

江府町江尾	江府町大字江尾	江府町のうち 江尾、久連、佐川、柿原、小江尾
-------	---------	---------------------------

江府町江尾	江府町大字江尾	江府町のうち 大字久連、佐川、柿原、小江尾、江尾、大河原、吉原
-------	---------	------------------------------------

溝口町大滝	溝口町大字大滝	江府町のうち 大字大河原、吉原、大字栃原、大滝、大坂、富江、福兼、添谷、大内
-------	---------	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十七年三月二日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内（県庁七階） 鳥取県公安委員会

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五二の二 荒川 美恵子

東伯郡羽合町大字上浅津六の一〇 谷 本 正 一

公 告

昭和47年2月10日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和47年2月22日

鳥取県知事 石 坂 二 朗

前 用 式 部